

定款（案）の説明

一般社団法人日本大学鶴ヶ丘高等学校同窓会の定款（案）を以下のとおり説明します。

第1章 総則

（名称）第1条

今までの名称に法人種別を付記した名称です。

（主たる事務所）第2条

母校の所在地である東京都杉並区です。

（目的）第3条

今までの目的を継承しています。

（事業）第4条

今までの「会員相互の親睦向上を図り、併せて母校の発展に協力すること」に則した内容としました。

（公告）第5条

公告の方法を追記しました。方式は多くの同窓生が使用していること、かつ迅速に効率的に行える方法として電子公告（ホームページへの掲載など）としました。

第2章 会 員

（会員の種別）第6条

「同窓会制度の変更に関する件（report20240727.pdf）」の5.2.変更する部分に基づき、正会員、賛助会員、特別会員、一般会員、名誉会員の種別に改めました。正会員は申し込みをした卒業生または現旧教職員、一般会員は正会員以外の卒業生、特別会員は正会員以外の現旧教職員です。正会員には会費の支払い義務が生じます。（会費の減免措置制度も制定します。）

また、当法人を賛助するために入会した団体や個人を賛助会員として、当法人に対して顕著な功績を残された者で理事会によって推挙された者を名誉会員としました。

(代議員) 第7条

卒業生は3万7千名を超えるため、すべての卒業生が参加する総会を開催して役員を選出したり、運営したりすることは、少数のボランティアで構成する役員会では対応が難しい状況です。そのため人数を限定した同窓生により間接的に同窓生の意見を運営に反映させる手段として代議員制度を導入します。

代議員は一般社団法人の社員の地位を持ちます。一般社団法人における社員とは、法人の意思決定に関与する構成員を指します。ここでいう「社員」は、一般的な企業での従業員や職員を指す「社員」とは異なります。代議員は正会員の中から正会員による選挙により選ばれます。(間接民主制となるため、一般会員や特別会員から意見を伝える直接請求制度を設定します。)

(入会) 第8条

正会員は卒業生ご自身が同窓会に参加したいという明確な意思を持つ方を対象とします。そのためその意思表示として正会員の申し込みの手続きをお願いします。

(入会金及び会費) 第9条

一般会員は今までと同じく卒業時に別途細則に定める入会金を納入します。正会員と賛助会員は会費を納入します。今までと異なり一般会員と特別会員は会費を支払う必要はないことを明記しました。

(任意退会) 第10条

正会員はいつでも一般会員になることができます。また、正会員で別に定める会費の支払いが行われなかったときは一般会員または特別会員になります。

(除名) 第11条

今までも除名制度はありましたが、正会員が除名に該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該正会員を除名することができます。

(会員資格の喪失) 第12条

会員資格の喪失要件を明文化しました。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務) 第13条

前条の設置に伴い権利と義務も明文化しました。

第3章 社員総会

(社員総会) 第14条

従来の総会は従来の正会員(すべての卒業生)により開催していました。新しい制度では前項第7条のとおり、社員の地位を持つ代議員による総会としました。

(開催地) 第 15 条

社員総会の開催地は理事会で決定します。

(招集) 第 16 条

社員総会の招集は理事会が決めて代表理事が招集します。通知期限は従来の 5 日前から 2 週間前に変更しました。

(決議の方法) 第 17 条

社員総会の決議方法です。従来の総会開催では定足数が定められていませんでしたので、定足数を決めました。

(議決権) 第 18 条

議決権に関して社員 1 名あたり 1 個と明文化しました。

(議長) 第 19 条

社員総会の議長を明文化しました。

(議事録) 第 20 条

議事録の作成義務と保管期間を明文化しました。

第 4 章 役員等

(員数) 第 21 条

制度の変更により設置する役員が変わります。代表理事と別に名誉職として会長を設置しました。また、親族支配を排するための条項も設けました。

(選任) 第 22 条

理事は原則として社員（正会員）の中から選任します。

(任期) 第 23 条

今まで役員は 3 年間の任期でしたが、法的な要件により選任後 2 年間に変更しました。

(理事の職務権限) 第 24 条

代表理事の職務権限を明文化しました。

(監事の職務権限) 第 25 条

監事の職務権限を明文化しました。従来は会計監査として監査対象が会計のみでしたが、監事は理事の職務執行を監査対象とするとともにそこに関係する調査権限を持つことに変更しました。

(役員の報酬等) 第 26 条

役員の報酬等を明文化しました。報酬等は社員総会の決議をもって定めますが、従来どおり無報酬とする予定です。

(取引の制限) 第 27 条

利益相反の禁止に関する条項です。従来は細則（役員の選任手続き）で定めていました。

第 5 章 理事会

(構成) 第 28 条

従来は役員会が運営していましたが、新しい制度では理事会が運営を行います。

(権限) 第 29 条

理事会は、当法人の業務執行の決定、理事の職務の執行の監督、代表理事、会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職と、運営に必要な事項の決定を行います。

(招集) 第 30 条

理事会は、代表理事が招集します。

(決議) 第 31 条

理事会の決議方法を明示しました。デジタル化推進のため「テレビ会議方式や電話会議方式」も許容しています。

(議事録) 第 32 条

議事録に関して明文化するとともに義務化しました。

(理事会規則) 第 33 条

理事会に関する詳細は細則（理事会規則）を定めます。

第 6 章 基金

(基金の拠出) 第 34 条

基金の設置は設立当初は設置しない予定ですが、将来基金を設ける場合の規定を明文化しました。

(基金の取扱い) 第 35 条

基金の取扱いに関する規程に関する記載です。

(基金拠出者の権利) 第 36 条

基金拠出者の権利に関する記載です。

(基金の返還) 第 37 条

基金の返還に関する記載です。

第 7 章 解 散

(解散の事由) 第 38 条

解散に関して明文化しました。

(残余財産の帰属) 第 39 条

解散時の残余財産に関する帰属を明文化しました。

第 9 章 計 算

(事業年度) 第 40 条

今までは会計年度で規定していましたが、新しい制度では事業年度で規定します。従来は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までの年 1 期としていましたが、学校行事との連動を重視して毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日の年 1 期（年度）に変更しました。

(事業計画及び収支予算) 第 41 条

事業計画の立案と承認手続きを明文化しました。

(事業報告及び決算) 第 42 条

事業報告と決算報告、監査報告の承認手続きを関連する法などの規定に基づき明文化しました。

(剰余金の不分配) 第 43 条

当法人は、非営利団体のため剰余金の分配は行いません。

第 10 章 附 則

(最初の事業年度) 第 44 条

当法人の最初の事業年度を当法人の成立の日（2025 年 8 月 8 日を予定）から、2026 年 3 月 31 日としました。

(設立時の役員) 第 45 条

当法人の設立時の理事及び監事は、現在の役員から選出し役員会の承認を得られた者が継承します。

(設立時代表理事) 第 46 条

当法人の設立時代表理事は、現在の会長が継承します。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所) 第 47 条

前条第 46 条の役員の氏名と住所を記します。

(法令の準拠) 第 48 条

定款に定めのない事項は一般法人法その他の法令に従います。

以上